

福井県情報のインターネット記事掲載・配信業務について、企画提案書の提出を求め、次のとおり公示する。

令和2年3月17日

福井県知事 杉本 達治

1 業務概要

(1) 業務名

福井県情報のインターネット記事掲載・配信業務

(2) 業務目的

福井県の北陸新幹線福井・敦賀開業や観光・物産・文化・食などのご当地情報について、主に首都圏における若者のファン拡大、福井県に対する認知度向上のため、取材を行い、作成した記事をインターネットで掲載または配信するとともに、Webにおいて継続した情報発信を行う。

(3) 業務内容

I インターネット記事作成、掲載・配信

①インターネット記事掲載・配信にかかる企画・提案

ア 記事掲載・配信にかかる企画・提案

- ・記事作成のための取材、掲載または配信の実施にあたり、以下の項目について企画するとともに県に対して提案すること
 - (ア) 若者のニーズ（よく読まれ、口コミ等で拡散しやすい記事の内容等）
 - (イ) 若者に好まれる福井県の記事の例
 - (ウ) 年間情報発信計画

②取材・記事の掲載・配信

ア 取材

- ・福井県のご当地情報を取材し、5種類以上の記事を作成すること
- ・記事は主に首都圏の若者等の間で話題となり、福井県の認知度向上につながるものであること
- ・取材にあたっては、取材先等と協議や調整を行うこと

イ 掲載・配信

- ・1(3)I②アで作成した記事をWebメディア等に掲載または配信すること
- ・各記事の閲覧数は1万回以上とすること

ウ ホームページの制作、ホームページでの記事の継続掲載

- ・記事を掲載または配信するホームページ等に本業務用の特設ページを制作・開設すること
- ・記事を掲載または配信するホームページ等に特設ページへの誘導を促進するバナー等を常時表示すること
- ・1(3)I②イで掲載または配信した記事および福井県関係記事について、特設ページに継続して掲載すること
- ・1(3)I②イで掲載または配信した記事の読者等の反響を計るため、記事のページ等に「いいね!」等のボタン等を設置し、集計すること

③記事の二次利用

ア 二次利用

- ・福井県は県のちらし、広報誌、ホームページ等に1(3)I②アで作成した記事を掲載できるようにすること。その場合の二次利用の費用は委託料に含まれること
- ・1(3)I②ア、イで掲載または配信した記事についてマスメディアが二次利用する場合は、県に報告すること

II 独自事業

- 1(3)I以外で、受託者において実施する独自事業があれば提案すること。なお、独自事業についても契約金額に含めて、実施すること

III その他

①企画提案会議の開催

- ・受託者は四半期1回、原則として福井県庁において企画提案会議を開催すること
- ・企画提案会議においては、業務内容のI①に基づく県への提案および記事や取材先の候補、掲載または配信した記事の反響等について協議すること

②PR事業調整会議への出席

- ・受託者は県が四半期に1回、原則として福井県庁において開催するPR事業調整会議に出席し、他のPR業務受託者との事業調整を行うこと。また、会議における受託事業の必要な資料を作成すること

③福井県新幹線開業対策アドバイザー

- ・受託者は県が別途委嘱する新幹線開業対策アドバイザーとの協議も行い、事業を実施すること

④業務報告

ア 委託業務実績報告

- ・下記の月例業務報告のまとめおよび1(3)III①の企画提案会議の概要等を取りまとめのうえ、実績報告書を作成し、電子データ一式とともに提出すること

イ 月例業務報告

- ・記事の取材、作成、掲載または配信の実績および反響、二次利用の実績等について、毎月の活動実績を翌月の10日までにとりまとめのうえ提出すること

(4) 履行期限 令和3年3月31日(水)

<スケジュール>

令和2年	3月	企画提案公募
	4月	企画提案審査、事業者特定
	5月～	事業実施

(5) 成果品

- ・実績報告書、収支決算書 各5部
- ・本業務において作成した資料等
- ・その他福井県と決定受託者が合意の上、成果品として提出を求めるもの

※紙で作成する成果物については、電子データでも1部納品するものとする。

2 参加資格

次の要件を満たす者であること

- (1) 福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）第146条に規定する競争入札参加資格を有していること

ただし、後段3（3）に定める応募登録票提出時に競争入札参加資格を有していない場合においても、本県に対して地方自治法施行令第167条の5および福井県財務規則第146条に規定する競争入札参加資格審査に関する申請を提出済みであれば、当該項目について参加資格を有するものとして取り扱うこととし、競争入札参加資格審査の結果、資格がないと認められた時点において本件に関する参加資格を喪失するものとする。

※競争入札参加資格審査申請書様式は、福井県会計局会計課のホームページからダウンロードできる。

<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kaikei/sinsei.html>

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと
(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと
(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団またはその利益となる活動を行う者でないこと
(5) 国税または地方税を滞納していない者であること

3 手続き等

- (1) 業務担当課

〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17番1号5階

福井県交流文化部新幹線開業課 担当 白崎

電話 0776-20-0546

FAX 0776-20-0381

E-mail shinkansen-kaigyo@pref.fukui.lg.jp

- (2) 説明会の実施の有無、日時および場所等

説明会は実施しない

- (3) 応募登録票の提出期限、場所および方法

企画提案書を提出しようとする者は、次のとおり知事に申請し、受審資格の認定を受けなければならない。

①提出書類

応募登録票（様式1）に次の書類を添付し、提出すること

- ・競争入札参加資格通知書の写し

競争入札参加資格を得ていない場合は「物品等競争入札参加資格審査申請書」の写しを添付し、資格を得た時点で速やかに提出すること

②提出期限

令和2年3月30日（月）17時15分

③受付時間

令和2年3月17日（火）から同年3月30日（月）の8時30分から17時15分まで
ただし、日曜日、土曜日および国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。

④提出方法

上記（1）まで持参または郵送すること（郵送の場合であっても、提出期限までの到達が必須）

⑤受審資格認定結果の通知

受審資格の認定は令和2年4月7日（火）までに行い、書面により申請者に通知する。

（4）企画提案書の提出期限、場所および方法

①提出書類

・様式2 1部

・次のア～カの内容を盛り込んだ企画提案書10部

※企画提案書はA4ヨコ、上部2か所ホチキス止め、片面印刷、背表紙等不要

ア 業務内容に関する具体的な企画案

上記1（3）に関する事業提案内容とし、以下の事項は必ず記載すること

- ・記事の掲載または配信にかかる企画・提案（若者のニーズ、口コミ等で拡散しやすい記事の内容等、若者に好まれる福井県の記事の例）
- ・予定する取材先や記事の内容
- ・記事を掲載または配信するシステムおよびそのユーザー数・属性等（居住地・男女数・年齢等）
- ・記事を掲載する特設ホームページの例およびホームページの構成・内容
- ・記事の反響を計測する方法
- ・記事の二次利用できる範囲
- ・受託者による独自事業

イ 実施スケジュール、業務実施体制

ウ 企画提案者の概要等（企画提案者の概要、担当者の氏名および連絡先）

エ 同規模の事業を実施したことがある場合はその実績

オ 参考見積（概算）

業務の実施に当たり、記事の取材、作成、掲載または配信、特設ホームページ、反響の計測、二次利用にかかる経費、独自事業等の実施にかかる経費およびその他の経費（会議・打ち合わせにかかる経費、郵送費、報告書の作成等にかかる経費等）は契約金額に含まれることとし、参考見積にはそれらの経費を盛り込んで提案すること

カ 再委託等の有無および予定

②提出期限

令和2年4月14日（火）12時00分

③受付時間

令和2年3月17日（火）から同年4月14日（火）の8時30分から17時15分まで

（※4月14日は12時00分まで）

ただし、日曜日、土曜日および国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。

④提出方法

上記（1）まで持参または郵送すること（郵送の場合であっても、提出期限までに企画提案書の到達が必須）。なお、提出された書類は返却しない。

（5）質問

本企画競争および説明書に関し質問がある場合には、質問票（様式3）に記載の上、上記（1）までメールもしくはFAXにて送付すること

①受付期間

令和2年3月17日（火）から同年4月7日（火）まで

ただし、日曜日、土曜日および国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。

②質問に関する回答

質問に対する回答は、メールもしくはFAXにて行う。

4 契約方法等

次の手順による。

（1）提出された企画内容について、企画提案者によるプレゼンテーションを実施する。プレゼンテーションは令和2年4月下旬に福井市内にて実施予定で、日程、場所は別途通知する。

（2）県は企画提案書およびプレゼンテーションの内容を審査した上で契約予定者を決定する。評価は、以下の基準により行う。なお、評価基準の配点等の質問は、一切受け付けない。

①業務の目的・内容の理解

②記事の取材、作成

③記事の掲載または配信するシステム（掲載または配信先等）

④特設ホームページ、反響の計測方法等の内容

⑤独自事業

⑥実施スケジュール

⑦実施体制

⑧経費

（3）審査結果は、採用・不採用いずれの場合も書面にて提案者に通知する。

（4）契約予定者は、県が指定する期日までに正式な見積書を提出する。

（5）見積書の内容を精査の上、県と契約者とで随意契約により契約を締結する。なお、令和3年度の契約継続を保証するものではないことに留意すること

5 契約金額の上限

契約金額の上限は10,500千円（消費税込）とする。

6 企画提案書等の情報公開

企画提案者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う場合があること、また、県民等からの情報公開の請求に応じて、企画提案書その他の関係資料の情報公開を行う場合があることを了知の上で応募すること

7 その他の留意事項

（1）手続きにおいて使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨に限る。

（2）提出期限までに企画提案書が到達しなかった場合は、いかなる理由をもって企画競争に参加できない。

（3）企画提案書の差し替えおよび再提出は、原則認めない。

（4）提出された企画提案書の内容について、必要に応じてヒアリングを行うことがある。

（5）企画提案書の作成および提出にかかる経費は提案者の負担とする。

- (6) 業務の実施に当たって必要な打ち合わせにかかる経費や郵送費、報告書の作成等にかかる経費等は契約金額に含まれることとし、参考見積にはそれらの経費を盛り込んで提案すること
- (7) 提出された企画提案書は、当該企画提案者に無断で2次的な使用は行わない。
- (8) 適当な企画提案書がない場合は、中止またはその他の方法によることがある。
- (9) 事業実施者が特定された場合には、業務担当課職員と十分協議を行いながら事業を進めること
- (10) 制作物等の所有権、著作権等の権利は、受託者に帰属するものとする。ただし、記事等の二次利用について、県と受託者の協議を行ったうえで、受託者が了解したものについては、県の広報誌等への二次利用を妨げない。
- (11) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、記載を行った企画提案者に対して指名停止を行うことがある。
- (12) 企画提案書が特定されたものは、企画競争実施の結果、最適なものとして特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続きの完了までは、県との契約関係を生じるものではない。